

第2弾 地域商品券「がんばろう！大町応援券」事業

応援券取扱店舗募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る自粛が緩和された時期に、市内での消費喚起を促し、市内経済の回復を図ることを目的とする第2弾 地域商品券「がんばろう！大町応援券」事業における、「プレミアム付 がんばろう！大町応援券 第2弾」（以下「応援券」という。）の取扱店舗を募集するのに必要な事項を定める。

2 応援券の名称

プレミアム付 がんばろう！大町応援券 第2弾

3 応援券の種類等 および額面等

- (1) 応援券は共通券と限定券の2種類とし、額面はいずれも1,000円とする。
- (2) 限定券は、大町商工会議所が定めた大型店等では使用できない。
- (3) 応援券は、共通券6枚と限定券4枚をもって1冊とする。
- (4) 応援券の額面に満たない利用のときの釣銭は支払われない。

4 応援券の発行総額および販売額等

- (1) 発行総額2億7千万円、2万7千冊を発行する。
- (2) 1冊の額面は10,000円とし、販売額は5,000円でプレミアム補助額を5,000円とする。
- (3) 大町市民1人につき、1冊を上限に購入できる。
- (4) 販売場所は大町商工会議所とする。また大町市において美麻地区および八坂地区それぞれに販売場所を開設する。

5 応援券の使用対象にならないもの

- (1) 土地家屋の購入、家賃、借地料および駐車料（一時預かりを除く。）等の不動産に関わる支払い。
- (2) 出資や金融商品の購入。
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造

たばこの購入。

- (4) 有価証券、応援券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払い。
- (6) 国税、地方税や使用料などの公租公課の支払い。
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (8) 特定の宗教や政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- (9) その他この応援券の発行趣旨にそぐわないもの。

6 応援券が使用できる期間

令和2年11月11日（水）から令和3年1月31日（日）

7 応援券が使用できる取扱店舗

令和2年度「信濃大町☆キラリ商品券」取扱店とする。

8 周知方法等

大町商工会議所において取扱店舗用のポスターおよび利用者用の取扱店舗一覧を作成するとともに、大町商工会議所ホームページやチラシなどを通じて広く周知を図る。

9 取扱店舗の責務等

- (1) 利用者が利用期間中に応援券を持参したときは、応援券の額面分の商品およびサービス等の提供を行うこと。なお、取扱店舗は応援券を使用対象としない商品を独自に定める場合は、予め使用者が認識するよう明示しなければならない。
- (2) 利用者から受け取った応援券に取扱店印を記入すること。
- (3) 応援券の偽造や不正使用が明らかな場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、速やかに大町商工会議所へ連絡すること。
- (4) 応援券の譲渡および売買を行ってはならない。
- (5) 応援券の換金方法は、本要項に基づく大町商工会議所の指示に従うこと。
- (6) 応援券の盗難、紛失および滅失に対して、大町商工会議所は責を負わない。

- (7) 登録に関する虚偽または不正行為をしてはならない。また、取扱店舗が本要項の各事項に反すると大町商工会議所が判断したときは、取扱店舗の資格は取り消されるものとする。

1.0 取扱店舗登録

- (1) 取扱店舗登録証明書の発行を受けるには、別紙「取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入し、大町商工会議所または美麻商工会に提出する。

大町商工会議所 大町市大町2511番地3

電話番号 0261-22-1890

FAX 0261-23-3735

美麻商工会 大町市美麻11399

電話番号 0261-29-2813

FAX 0261-29-2523

- (2) 申請期限は特に定めない。ただし令和2年10月26日(月)以降に申請した取扱店については、取扱店舗一覧には掲載されないものとする。

1.1 登録手数料

取扱店舗の登録手数料は、大町商工会議所または美麻商工会の会員にあっては無料とする。非会員にあっては登録申請書の提出に際し、10,000円を大町商工会議所に支払う。

1.2 届け出事項の変更

取扱店舗は、登録申請書の内容に変更があるときは速やかに大町商工会議所へ連絡すること。

1.3 換金方法

応援券は大町商工会議所が定める場所と日時で、以下に示す金融機関の小切手と交換可能とする。なお、最終交換可能日である令和2月10日(水)においては、八十二銀行大町支店の小切手とのみ交換可能とする。なお、経済の困窮等特別な事情が認められる取扱店舗は、大町商工会議所と協議の上換金方法を定めることができる。

交換場所 大町商工会議所

交換可能日 令和2年11月から令和3年1月までの10日と25日(土日祝日の場合は前開所日) および令和2年6月25日(木)ならびに令和3年2月10日(水)の6日間

交換可能時間 午前9時から午後3時まで

換金可能期間 令和3年2月26日(金)まで金融機関において換金可能

小切手が換金できる金融機関

八十二銀行大町支店

長野銀行大町支店

松本信用金庫大町支店

長野県信用組合大町支店

大北農業協同組合本所